# 建設工事等における積算内容確認の実施(試行)要領

## 1 目的

この要領は、山口県土木建築部において発注する建設工事及び業務委託(工事関係) (以下、「建設工事等」という。)に係る競争入札において、設計図書の積算内容確認 の実施のために必要な事項を定める。

#### 2 対象

(1) **積算内容の確認を行うことができる者** 当該入札において入札書を提出した者(以下、「入札者」という。)

(2) **積算内容の確認を行うことができる建設工事等** 有効な入札 (3-(1)-③に該当するもの) があった建設工事等

(3) **積算内容の確認手続きを行うことができる内容** 当該建設工事等の設計図書の積算内容

## 3 積算内容確認のながれ

## (1) 手続きの開始

入札執行機関の長は開札後、2-(2)に該当する場合は、落札決定を保留し、 遅滞なく山口県入札情報サービス(入札公告等情報)において予定価格事後公表 実施要領3-(2)の定めにかかわらず以下の項目を公表する。

なお、項目の④及び⑤については、低入札価格調査対象案件(業務委託(工事 関係)を除く。)の場合に公表する。

① 積算内訳書

土木工事関係では積算体系上の「種別(レベル3)」(建築営繕系工事関係では「科目及び中科目」)の数量、金額等が明示されたもの。

- ② 当該入札の予定価格及び入札書比較価格
- ③ 最低入札額

予定価格を下回る有効な入札額のうち最も低いもの。 ただし、最低制限価格を設定している場合においては、これらを下回るものを除く。

- ④ 当該入札の調査基準価格
- ⑤ 調査基準価格以上の最低入札額 予定価格を下回る有効な入札額のうち調査基準価格以上の入札額で最も 低いもの。

なお、この場合において、該当する入札額がない時は、その旨を記載する。

#### (2)確認依頼書の提出

入札者は積算内容の確認を行う場合は、積算内容確認の実施のために落札決定が保留された日から起算して3日(山口県の休日に関する条例(平成元年条例第16号)第1条第1項各号に掲げる日(以下「休日等」という。)を除く。)以内に限り、書面の持参又は郵送(郵送の場合は必着)により積算内容の確認依頼を行うことができる。

なお、確認依頼を行う際は具体的な事項を明示し、必要に応じて根拠資料を 添付すること。

# (3) 確認依頼書の受理

入札執行機関の長は、提出された確認依頼書が、前項及び2に該当するもので あるかを確認の上でこれを受理するものとする。

## (4) 積算内容の確認結果

入札執行機関の長は確認依頼書が提出された場合は、確認依頼書の提出期間 の末日から起算して3日(休日等を除く。)以内に確認結果を山口県入札情報サ ービス(入札公告等情報)に掲載するものとする。

# (5) 確認期間終了後の疑義の申立等

確認期間終了後において、設計図書の積算内容に係る疑義についてはこれを 受け付けないものとする。

# 4 緊急を要する建設工事等の特例

発注者は、工期、工事の内容(災害復旧における応急工事等)等、特別な理由があるときは事前に競争入札審査会に諮り、積算内容確認の実施期間を短縮することができる。

なお、実施期間を短縮する場合は、その旨を入札公告又は入札情報で明示するものとする。

# 5 低入札価格調査における内訳書提出の特例

#### (1)特例を適用するもの

① 工事の場合

再入札の結果、調査基準価格を下回る入札者(以下「調査対象者」という。) がある場合

② 業務の場合

開札の結果、調査対象者がある場合

#### (2) 特例を適用する場合の手続き

- ① 入札執行機関の長は、当該入札が前項に該当する場合は、山口県低入札価格調査実施要領8-(2)、又は山口県調査・設計等業務委託に係る低入札価格調査要領7-(1)の規定にかかわらず、積算内容確認の実施前に調査対象者から工事費内訳書、又は入札価格の内訳書(以下「内訳書」という。)の提出を求めるものとする。
- ② 前号により提出依頼を受けた調査対象者は依頼を受けた日の翌日から起算して2日(休日等を除く。)以内に内訳書を提出するものとする。
- ③ 期限内に内訳書の提出がない場合は、当該調査対象者の入札は無効とする。

附則

この要領は、平成27年7月1日以降に入札公告又は指名通知を行う建設工事等に 適用する。

附則

この要領は、平成30年5月1日以降に入札公告又は指名通知を行う建設工事等に 適用する。

# 建設工事等における積算内容確認依頼書

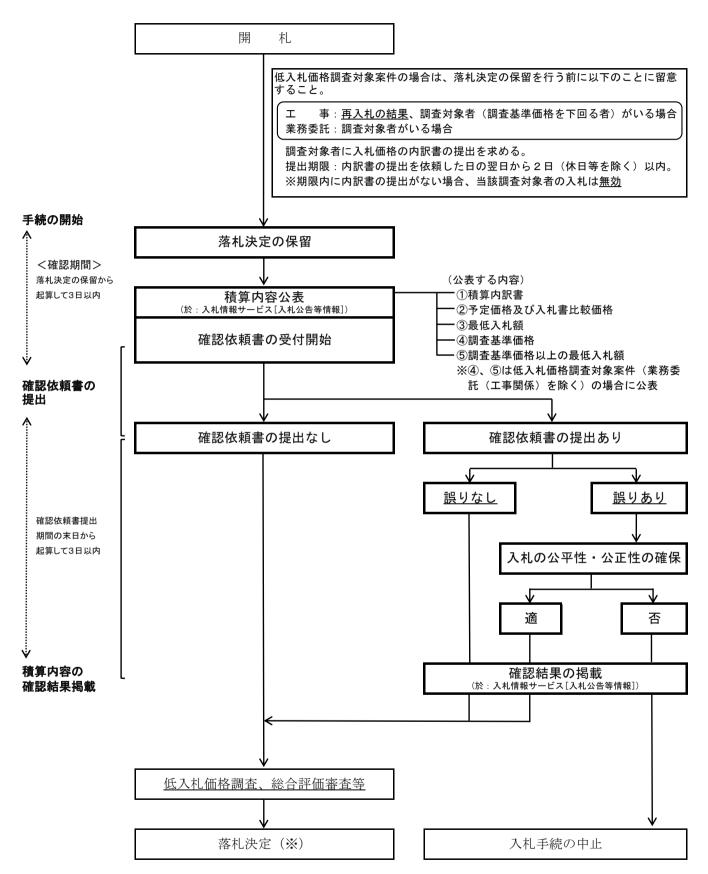
入札執行機関の長 様

確 認 依 頼 者 所 在 地 商号又は名称 代 表 者 名

TEL

	(担当者:	)
建設工事等 の 名 称		
確認依頼事項		
根拠		

## 建設工事等における積算内容確認の実施(試行)のながれ



(※) 初回若しくは2回目で有効な応札があり、積算内容確認の実施のため「様式1」及び「積算内訳書」をPPIに 掲載した時点でその後の再入札は行うことができないことに留意すること。(落札候補者以外が予定価格を超過し ている場合で、積算内容確認後に落札候補者が失格若しくは無効となった場合など)